

生活のしづらさなどに関する調査 調査員のみなさまへ

生活のしづらさなどに関する調査に係る「調査員災害補償保険」のご案内

損害保険ジャパン株式会社
株式会社エヌシーアイ

調査員のみなさまの調査業務中における万一のケガに備え、調査員のみなさま（ご本人）を被保険者（保険の補償対象）とする傷害保険（ケガの保険）につきご案内いたします。

1. 傷害保険の内容

日本国内において、被保険者（調査員のみなさまご本人）が、調査業務の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまで（以下「調査業務中」といいます。）に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に保険金をお支払いいたします。

2. 調査員のみなさまおひとりあたりの保険金額（管理下中危険補償・準記名式全員付保・天災危険補償セット）

死亡・後遺障害：1, 0 0 0 万円

手術保険金：（入院中の手術）入院保険金額の10倍（外来の手術）入院保険金額の5倍

入院保険金日額：5, 0 0 0 円

通院保険金日額：3, 0 0 0 円

3. 保険金の種類と内容

保険金種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	調査業務中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額
後遺障害保険金	調査業務中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）
入院保険金	調査業務中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（1,000日限度）
手術保険金	調査業務中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額（※1）以下の手術は対象となりません。

	創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりします。
通院保険金	調査業務中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） (注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません
保険金をお支払いできない場合	
①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。	

4. 万が一事故にあわれた場合には

事故が発生した場合には、速やかに損害保険ジャパン株式会社の事故サポートセンターまでご連絡ください。

TEL：0120-727-110 ※24時間365日対応

◆このご案内は「傷害総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。

◆ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

株式会社エヌシーアイ（担当：折居・佐藤・山根・菊池）

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷4-7-6 セイフピア3階

TEL：03-3426-7757（平日9:00～17:00）

FAX：03-3426-9779

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社

承認日：2026年8月5日 SJ126-11702